教育委員会 教育総務課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査(財務監査・行政監査)

2 監査の対象

監查対象部局 教育委員会教育総務課

 対象年度
 令和元年度

 監査対象事項
 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

 実施場所
 四日市市監査委員室

 監査期間
 令和2年11月27日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会教育総務課の主な業務内容及び職員数(令和2年9月1日現在)は、次のとおりである。

【教育総務課】

教育総務課	(1) 委員会の会議に関すること。
職員5人	(2) 委員会における主要事業の企画調査に関すること。
	(3)委員会の所管に係る予算及び事務の調整に関すること。
	(4)職員(教職員を除く。)の人事に関すること。
総務グループ	(5)職員(法第37条に規定する県費負担教職員を除く。)の給与及
	び福利厚生に関すること。
職員4人	(6)職員(教職員を除く。)の服務及び研修に関すること。
会計年度任用2人	(7)委員会の所管に属する嘱託の委嘱及び解嘱に関すること。
	(8) 委員会の所管に属する職員の服務及び研修に関すること。
	(9) 規則及び諸規程の制定改廃に関すること。
政策グループ	(10) 議会の議決を経るべき議案に関すること。
mth D = 1	(11) 文書事務及び公印管守に関すること。
職員5人	(12) 補助執行に関すること。
会計年度任用1人	(13) 通学区域の設定及び変更に関すること。

(14) 学校運営の指導助言に関すること。
(15) 委員会の広報、統計に関すること。
(16) 教育行政に関する相談に関すること。
(17) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関すること。
(18) 四日市市奨学会に関すること。
(19) 小菅科学教育振興基金に関すること。
(20) 委員会及び課の庶務に関すること。
(21) 他の課等の主管に属しない事項に関すること。

(職員14人、会計年度任用3人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 当所属における勤続年数が短いリスク
- (3) 教育委員会内の内部統制が適切になされないリスク
- (4) 四日市市奨学会の奨学資金の預金の管理が適切になされないリスク
- (5) 学校プール運営業務委託が適切になされないリスク
- (6) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是 正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留 意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果
 - (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査表では全体的にリスクは低かった。文書管理の事務一般について、一部 不適正な事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの:発現していた場合 ○)

3	チェック項目	想定されるリスク	評点	発現
支出事務	負担金、補助金又は交 付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用される	4/4	
	事業者と業務委託の契	リスク 事業者選定、金額決定、委託		
契約事務	約を締結しているか	業務の管理や評価が適切に行 われないリスク	4/4	
財産管理	土地又は建物の貸付け を行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっている リスク 資産が不適正又は目的外に使 用されるリスク	4/4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がな されないリスク 適切な運用又は運用益の処理 がなされないリスク	4/4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が 多いか	所属において業務に必要なス キル (知識、経験) が継承さ れず、業務の処理誤りや、不 正行為の見落としが発生する リスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を 行っているか	時間外勤務により、職員の ワーク・ライフ・バランスの 確保や健康を阻害するリスク	4/4	0

(2) 当所属における勤続年数が短いリスク

(令和2年度における当所属の勤続年数の状況)

勤続年数	勤続3年 未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	対象職員 合計
人	6	3	1	0	1 0

(※教育長、副教育長、教育監、政策推進監を除く。)

・ 当所属の勤続年数について、3年未満の職員が60%を占めており、勤続年数の短い職員の割合が大きくなっていることから、マニュアル等により適正に引継ぎが行われているか。経験年数の長い一部職員の負担が重くなっていないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 適正に引継ぎが行われないリスク及び一部職員の負担がかかるリスクが想定されるが、 課題解決型のグループ制の特性を生かして、グループが連携することでリスク回避を 行っている。令和元年度は3人の異動があったが、年度当初、年度末は人事に関する業務 が多いが、特に支障はきたしていない。経験年数が長い一部職員においても、負担は重く なっていない。それぞれのグループ内の経験年数のバランスが取れており、グループ中で の引継ぎは円滑に行われている。

(3)教育委員会内の内部統制が適切になされないリスク

・ 支出関係や文書関係の事務処理誤り等について、教育委員会として対策を行っているのか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 各所属の所属長と文書取扱主任が会計事務の手引きや審査事務マニュアル等に沿って決 裁文書のチェックを行い、事務処理誤り等を発見した際には職員に指導しているものの、 教育委員会の主管課として全所属を対象とした研修は行っておらず、教育委員会内の各 所属の会計事務において、事務処理誤りが散見され、一部には著しく不適切なものもあ るなどリスクが発現している。

意見

教育委員会の主管課としての役割について

消費税率改正等の法改正に伴い、一律に変更契約が必要な事務において、部の主管課と して指示を出すなど確実性を担保する措置を徹底すること。

(4)四日市市奨学会の奨学資金の預金の管理が適切になされないリスク

・ 任意団体である四日市市奨学会の事務を当課が行っているが、奨学資金の管理、滞納者 が増加しないための対策は取っているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 奨学資金の貸与用、返還用に通帳を分け、適切に管理を行っており、所在不明者はいない。滞納が発生した場合のリスクが想定されるが、戸別訪問を行うことや月々の返還金額を下げて計画的に支払いができるようにするなど、早急に対応をしている。

評価

任意団体である四日市市奨学会の奨学金制度について、市を実施主体に変更することを評価したい。

(5) 学校プール運営業務委託が適切になされないリスク

・ 小学校PTAに学校プールの運営を委託しているが、事故発生時にはPTAの過失責任 を問われない契約内容となっている。万が一事故が発生した場合の補償等に対する保険加 入はどうしているのか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 事故発生時の補償のリスクが想定されるが、各PTA単位で年間行事等、PTA活動時の事故などに対応する保険に加入をしている。学校プール運営事業実施校においては、事業実施期間のみ、さらに別の保険に加入している学校もある。

意見

学校プール運営業務について

学校によってPTAのみでの運営や、地域住民や学生ボランティアにも依頼するなど違いが生じている。事故発生時の責任の所在が不明確になることや、学校ごとに安全性が異なることが懸念されるため、教育委員会として全市の統一的な基準を示し、安全な学校プール運営に努めること。

(6) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤 務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

① 社会教育関係事務の補助執行について【有効性の視点】

社会教育関係事務を所管する社会教育・文化財課において、社会教育委員の意見を補助 執行職員に通知するなどして、補助執行の事務を管理しているが、事務の執行状況に係る 報告を受けることにとどまるなど、その管理状況は十分なものとは言えない。当課は、事 務の補助執行の適否が問題になったときに社会教育・文化財課と連携して対応することと している。社会教育事務が効果的になされるとともに、それぞれの事務が相乗的な効果が 挙げられるよう、教育委員会の主管課として補助執行の事務の管理の検討をすること。 ② 条例及び規則等の制定改廃における法的審査について【有効性の視点】

条例、規則等の改正は、教育総務課へ合議を行い、教育長まで決裁をとり、教育委員会 会議へ諮っている。現在、職員には例規担当経験者もおり、法的審査能力を有しているが、 今後も、そのような体制を継続すること。

③ 学校規模等適正化事業について【住民福祉の向上の視点】

各校の規模の適正状況を判定、評価し、最適な教育を受けさせられることを考えているが、学校施設の状況については子どもたちの公平性が担保されているとは言えない。現場の状況を確認し、柔軟に修繕の対応をすることで均一な教育環境でより良い教育が受けられるようにすること。

④ 学年会計の外部監査について【有効性の視点】

小学校によって、学年会計の監査をコミュニティスクール運営協議会委員で会計事務に 明るい委員が行っている学校がある。外部の方に見ていただくのはよい取組みであり牽制 がきくことから、他校にも導入することで会計報告のリスク管理ができるような体制とす ること。

⑤ くすの木駐車券出納簿について【効率性の視点】

駐車券出納簿において、出納員の押印漏れが見受けられた。頻繁に使用しない部署においては押印を省くなど抜本的な見直しができるのであれば、業務の無駄を省き効率化を図れることから、担当課と協議すること。

⑥ 法令遵守推進員について【有効性の視点】

法令遵守推進員は、専門的な知識やノウハウを持っていることからその知識を共有し、 職員のレベルアップにつながるよう活用すること。

⑦ 職員の退職について【有効性の視点】

メンタルにより職場を失うことは職員の人生に関わるため、メンタルケアの研修を行い、 時間外勤務の縮減を含めワーク・ライフ・バランスを保てるよう管理職は目配りをするこ と。

⑧ 四日市こども広報発行事業について【経済性・有効性の視点】

「四日市こども広報 活用に関するアンケート」の結果において、こども広報の活用が小中学校の3分の1にとどまっている。配付のみや活用の検討をしなかった学校があることからホームルームでの活用等、教育委員会が具体的な活用方法について指示をすることにより、活用の効果を上げること。

⑨ 私立学校等教育補助金について【経済性・有効性の視点】

四日市市私立学校教育補助金交付要綱において、補助対象校は四日市市、桑名市及び鈴鹿市に設置された私立学校としている。補助対象校の設定基準が不明瞭であるので、明確に説明できるようにしておくこと。

⑩ 学校の建て替えについて【効率性の視点】

鈴鹿市では校庭の広さや地域のコミュニティ施設としても使用できる学校の建て替え計画があり、非常に恵まれた環境である。当市も建て替えの際には他市の施設の状況を参考にすること。

評価

パワーハラスメントにつながるリスクがある職場に対して、パワーハラスメント防止研修を行い予防に努めたことを評価したい。

教育委員会 教育施設課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査(財務監査・行政監査)

2 監査の対象

対象部局 教育委員会教育施設課

 対象年度
 令和元年度

 対象事項
 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年11月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会教育施設課の主な業務内容及び職員数(令和2年9月1日現在)は、次のとおりである。

【教育施設課】

教育施設課	(1) 教育財産の取得及び管理に関すること。
職員2人	(2) 教育財産の貸借に関すること。
職員5人	(3) 学校施設の国の負担に関すること。
会計年度任用1人	(4) 課の庶務に関すること。
施設係	(1) 教育施設の調査、計画に関すること。
職員8人 会計年度任用1人	(2) 教育施設、設備の整備及び補修に関すること。

(職員15人、会計年度任用2人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 原課契約工事が適正に行われないリスク
- (5) 財産管理のリスク
- (6) PFI事業のリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正 又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意 するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、 事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの:発現していた場合 ○)

チ	エック項目	想定されるリスク	評点	発現
所属の主要 な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリス ク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を	不適切な金額での支出、支払遅延な	6/6	
	行っているか	ど支出が適正に行われないリスク		
契約事務	事業者と工事請負な	事業者選定、金額決定等が適切に行	6/6	
	どの契約を締結して	われないリスク		
	いるか			
契約事務	事業者と業務委託の	事業者選定、金額決定、委託業務の	4 / 4	
	契約を締結している	管理や評価が適切に行われないリス		
	カゝ	ク		
財産管理		保全不良のリスク	4 / 4	
	建物やインフラを所	保有コストに見合う効果がないリス		
	管しているか	ク		
		有効活用されないリスク		
基金	サムナボ燃ルマンフ	設置目的に合致した活用がなされな	4 / 4	
	基金を所管している	いリスク		
	カュ	適切な運用又は運用益の処理がなさ		

		れないリスク		
組織・人員	タノの吐胆が出致さ	時間外勤務により、職員のワーク・	4/4	0
	多くの時間外勤務を	ライフ・バランスの確保や健康を阻		
	一行っているか	害するリスク		

(2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

・ 職員の配置において、若手職員とベテラン職員の間にあたる中間職員がいないことにより、業務への支障はないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 当課の職員配置において、在職10年未満の若手職員が多数を占めており、管理職以外で在職20年程度の中間職員は係長の2人となっている。技師も半数以上いる中で、将来の業務に支障をきたすことがないよう各専門分野の研修への参加やベテラン職員と若手職員の組合せで現場確認を行うことで、知識や技術の継承に取組んでいる。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤 務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 職員が増えているにもかかわらず、時間外勤務対象職員13人に対して、7人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、工事台帳の図面化や設計図面のPDF化に取り組んでいるが、継続して働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進める必要がある。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(4) 原課契約工事が適正に行われないリスク

・ 当課の原課契約工事において、設計金額及び請負金額が随意契約の限度額に近い営繕工 事が複数あるが、適正な設計において原課契約工事は行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 四日市市原課契約工事事務取扱要領において、建築、営繕工事に関するものは100万円未満までは原課契約工事を行うことができると定められている。令和元年度の当課の原課契約工事には、設計金額及び請負金額が随意契約の限度額に近い営繕工事が複数見受けられた。同程度の工事でも工事量が多く発注時期も異なることから、契約状況を適格に把握するため、工事業者や工事内容をリスト化して管理する手法を検討している。更に、品質を確保しつつ効率よく適正な価格で発注する方法を研究すること。
- ・ 契約事務の約70%が随意契約となっており、適正な判断において契約は実施されているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 当課の業務において、市内にある小・中学校59校の調査・計画・施設の整備及び補修を行っており、昭和40年代後半から50年代にかけて建設された学校施設の老朽化に伴う修繕や維持管理が増加している。そのため、学校運営に支障をきたすことがないよう緊急修繕的な随意契約での対応も多く発生しているが、施設の長寿命化に基づく予防修繕を行うことや、複数の施設を併せて委託することで費用の軽減を図るなど、契約方法を見直す取組みも必要である。

(5)財産管理のリスク

・ 長期にわたって学校用地の多くを借用しているが、適正な管理のもとに借用が執行されているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 四郷小学校を含め、10校の小・中学校において学校用地を借用している。借用を始めたのは昭和の時代であり、現在と比べると土地調査や測量の精度も低く、また、相続等で土地所有者が変わっていることも想定できる。当課において、登記簿や戸籍調査を実施して、土地所有者から承諾を得ているが、調査等にも限界があり、今後も相続等により事務が煩雑になることも想定できるので、将来の業務量を想定した対応が必要である。

また、国有地など、取得が可能な土地の検討を優先して進めるなど、財産管理の効率的な手法を検討する必要がある。

意見

学校用地の賃借について、将来にわたる賃料の負担を考えると借地を購入したほうが有利であることも想定される。学校用地の購入も検討すること。

(6) PFI事業のリスク

• PFI事業による施設整備について、適切な方式のもとに行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ PFI事業については、過去4校の学校施設の改築に活用しており、令和元年度においては空調設備の整備等に活用している。当課のPFI事業の活用については、国からの補助や市のPPP/PFI手法導入優先的検討要綱に基づき適切な手法を取っていくとしているが、今後の活用方針を明確にするため先進市の事例を調査研究する必要がある。

(参考)

※ P P P / P F I 手法導入優先的検討要綱

本要綱は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針に基づき、 PPP/PFI手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めている。

※PPP (Public Private Partnership=官民連携)

PPPとは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、PFIはその一類型です。PPPには、民間事業者が担う業務範囲等により多くの手法がある。

%PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。PFI手法にも様々な方式があるが、ここでは他市の給食センターの整備、運営について多く採用されているBTO方式(民間事業者が施設を設計・建設し、施設完成後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式)にて検討を行う。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 樹木の適切な管理について【有効性の視点】

台風などによる倒木被害が発生しているため、大きくなりすぎた樹木や支障木を優先して伐採しているが、各学校に切株や根が残っているところがある。子どもの使用する学校スペースであることから事故が発生しないよう管理を行うこと。

② 学校林等の整備について【有効性の視点】

学校にある林などの環境で学習していく需要は高まっている。みえ森と緑の県民税などの財源を積極的に活用し、学校で使える林や森の有効活用に努めること。

- ③ 現場を反映した施設修繕について【有効性の視点、効率性の視点】
 - ア 学校によって職員室が非常に狭く暗いため執務環境が悪い。当面は手狭であるため、期限付任用職員を別の部屋に移すことを検討しているが、緊急避難的な対応はやむを得ないものの、長期にわたるのであれば教員間の情報共有の面からも望ましくない。教員間の意思疎通による業務の効率性、情報共有や教員のモチベーションを考慮した施設修繕を図ること。

また、真摯に教員の相談に応じることや、現場に足を運び学校現場の視点で施設を整備することに心掛けること。

- イ 学校によって施設面での大きな差(十分なスペースが確保され、整った学習環境の学校がある一方、廊下の不陸や壁のひび割れが放置されたままであるなど)が見受けられた。公教育における公平性の観点から、改めて各学校現場を見直し、施設面での教育環境の充実、学校間格差の解消に努めること。
- ウ 職員室からの見通しについて、防犯の観点から防犯カメラで監視するだけでなく、先 生方の目が行き届くよう職員室前の樹木伐採の必要性について検討すること。
- エ コロナ禍の中で教室の窓を開けて授業を行っているが、工事による騒音には十分に配 慮すること。
- ④ 子ども数の推移に合わせた施設整備について【効率性の視点】 分譲地やマンションが建設されると将来的な子どもの数にも影響する。教育総務課とも 連携し、子どもの数の推移を想定した施設整備を行い、普通教室の確保を図ること。

評 価

統合型GISを活用した財産管理について

財産管理について、財産をリスト化した財産台帳で管理をしていたが、統合型GISを活用し、航空写真を使って工作物の位置図を作成して管理する手法に変えている。そのことにより、学校現場での確認業務に費やす労力が軽減されるとともに、当課と学校の確認作業も統合型GISを確認しながら同時にできるようになり、財産管理の精度が向上したことは評価できるので、継続して取り組むこと。

教育委員会 社会教育・文化財課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査(財務監査・行政監査)

2 監査の対象

監查対象部局 教育委員会社会教育·文化財課

 対象年度
 令和元年度

 監査対象事項
 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年11月17日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会社会教育・文化財課(中間組織は所管する所属に含める)の主な業務内容及び職員数(令和2年9月1日現在)は、次のとおりである。

【社会教育・文化財課】

社会教育・文化財課	(1) 文化財の調査及び研究に関すること。
	(2) 文化財の保存及び活用に関すること。
	(3) 文化財の資料収集に関すること。
	(4) 文化財の保存施設に関すること。
	(5) 市指定文化財の指定及び解除並びに管理に関すること。
	(6) 文化財保護審議会に関すること。
	(7) 国・県指定文化財の管理に関すること。
	(8) その他文化財の保護に関すること。
	(9) 社会教育委員に関すること。
職員7人	(10) 学校施設開放に関すること。
再任用1人 会計年度任用12人	(11) その他社会教育に関すること。
云司 牛及住用 1 2 八	(12) 課の庶務に関すること。

(職員7人、再任用1人、会計年度任用職員12人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 単独随意契約における不適切な事務手続
- (3) 分かりにくい事務分掌
- (4) 文化財の活用について
- (5) 社会教育委員からの助言が生かされているか
- (6) 出先機関のリスク (マネジメントの目が行き届かない)
- (7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正 又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意 するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、事務事業、支出事務、契約事務、財産管理、時間外勤務の項目で 点数が高いが、全体的にリスクは高くない。実査では、支出事務、契約事務において、不 適切な事務処理が散見された。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの:発現していた場合 ○)

F	ニェック項目	想定されるリスク	評点	発現
所属の主要 な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリ スク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っ ているか	不適切な金額での支出、支払遅延 など支出が適正に行われないリス ク	1/6	0
+n // -+- 7/-	事業者と工事請負など の契約を締結している か	事業者選定、金額決定等が適切に 行われないリスク	2/6	0
契約事務	事業者と業務委託の契 約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務 の管理や評価が適切に行われない リスク	4/4	0

財産管理	建物やインフラを所管 しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリ スク 有効活用されないリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を 行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	0

(2) 単独随意契約における不適切な事務手続

・ 単独随意契約においては、委託先相手方の一方的な意思または双方のなれあいによって、 不当な金額で締結するようなことや、業務の履行確認が不十分であったり、仕様書に記載 する業務内容が不明確であったりすることが起こり得るのではないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 単独随意契約の業務委託において、予算執行伺書に積算根拠が示されていない事例、業務完了報告書に仕様書に記載された業務の一部が行われたことの記載がない事例、及び、業務完了報告書に記載すべき事項の記載漏れがあった事例など、計5件の不適切な事務手続きが見受けられた。

指摘

単独随意契約の業務委託において、業務日誌にチェック漏れがあったり、履行確認の記録が残されていなかったりするなど、文書作成について不備が多く見受けられ、委託先への牽制も不十分と思われる。再度、共通事務全般におけるチェック体制を見直し、内部統制が機能する体制づくりを行うこと。

(3) 分かりにくい事務分掌

・ かつて社会教育課(生涯学習課)は社会教育のフラグシップとして、社会教育委員会議 や生涯学習プランや社会教育方針の策定において社会教育行政、文化行政を牽引していた が、その後の機構改革等で、生涯学習と文化は市長部局へ、青少年の健全育成に関する事 務等を教育委員会から「こども未来部 こども未来課」へ移管し(補助執行)、学校施設 の開放に関する事務を「スポーツ・国体推進部 スポーツ課」に行わせ(一部が補助執行、 一部が予算の執行委任)、公民館活動に関する業務を「市民文化部 市民生活課及び地区 市民センター」に補助執行させたことから、社会教育部門で市長部局へ移行できなかった 残りを所管することとなった。

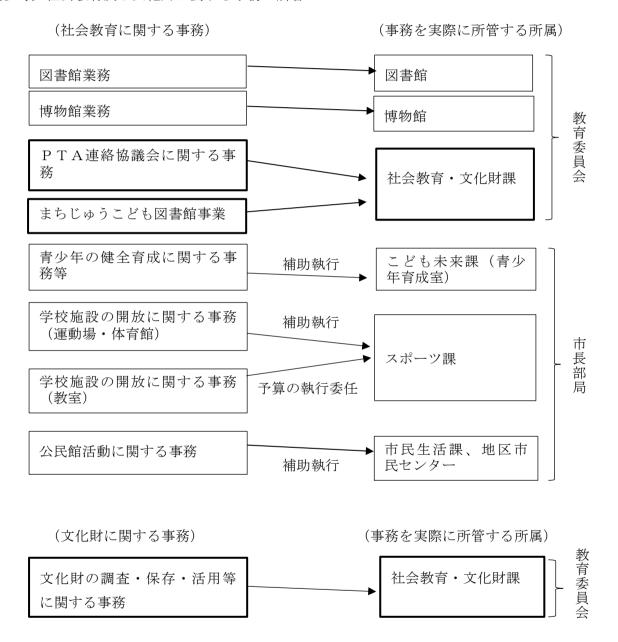
そのため、社会教育・文化財課の所管する事務は、文化財の調査・保存・活用等が事務のほとんどを占めており、その他は、PTA連絡協議会に関する事務、まちじゅうこども図書館事業など、所管する事務の関連性が薄くなっている。また、文化財の保存・継承について、一部、「市民文化部文化振興課」が所管しており、事務分掌が分かりづらい。

また、社会教育施設である図書館、博物館との連携も薄く、社会教育に関する業務が効果的、効率的に行われていないのではないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 文化財の保存・活用等における所管部局の統一化については、市長部局への統合の方向で、議論が行われている。また、三重とこわか国体・三重とこわか大会終了後に予想される市組織の見直しに合わせ、社会教育に関する業務執行のための効率的な組織編制の検討が望まれる。

[参考] 社会教育及び文化財に関する事務の所管



※ ただし、未指定の文化財のうち、文化振興課所管の「地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金」(市単独補助)の対象となる伝統的な文化行事については、地域文化を振興するため、文化振興課(市長部局)が保存・継承に関する事務を所管している。

(4) 文化財の活用について

・ 文化財保護法(平成31年4月改正法施行)の改正により、文化財の活用が以前にも増 して強く要請されているが、十分な活用が図られていないことはないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 市の所管する文化財の一覧について、ホームページで公表しており、そのうち埋蔵文化 財については、四日市市公開型GIS (地図情報システム)を活用して、概要も見られる よう、公表されている。

また、文化財保護法改正により、国から文化財保存活用地域計画の策定が要請されており、そのための基礎資料収集として、現在、職員が市内全地区を回って、未指定の文化財 (石碑ほか、祭りや地域の偉人・伝承など無形のものも含む。)の洗い出しを行っているところであるとのことである。(市の文化財保存活用地域計画は、令和4年度策定、同年度文化庁に提出の予定)。

(5) 社会教育委員からの助言が生かされているか

・ 社会教育法第15条により、社会教育委員は市町村に置くことができると規定されており、また同法第17条により、社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため職務を行うことが規定されている。市においては、「四日市市社会教育委員設置条例」に基づき、現在11人の社会教育委員が任命されているが、委員からの助言等が、社会教育に関する業務の改善に生かされていないのではないか。

また、必置の委員ではないが、現在の状況を鑑みて委員の必要性はあるのか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 令和元年度は、2回の社会教育委員会議が開催され、1回目は「四日市版コミュニティスクール」、2回目は「公民館活動」をテーマとして議論が行われ、教育委員会(または補助執行先の部局)に対し助言がなされている。特に2回目については、「公民館活動」について、地区市民センター館長から実際の活動内容の報告を受け、社会教育委員からは、「全地区市民センター図書室の蔵書の検索が可能となるデータベース化」、「イベント等開催後の写真添付による結果の周知」などの意見・助言が出されており、社会教育・文化財課から会議録を各地区市民センターへ送付し、報告している。

委員からの意見・助言の業務への反映については、「全地区市民センター図書室の蔵書のデータベース化」は、市民生活課による検討の結果、経済性の観点から実現化されていない。しかし、「イベント等開催後の写真添付による結果の周知」については、各地区市民センターが発行するセンターだよりにて、参加の呼びかけだけでなく写真を活用し開催の様子についても周知するよう、センター館長会にて意識共有が図られている。

(6) 出先機関のリスク (マネジメントの目が行き届かない)

・ 久留倍官衙遺跡公園、北勢バイパス埋蔵文化財整理作業所、文化財整理作業所において は、直接勤務場所へ出退勤する会計年度任用職員が数名いるが、勤務状況の確認が適正に 行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 出勤の確認は、本庁への電話連絡により行っており、課長が抜き打ちで月2回ほど訪問して、確認をしているとのことであるが、記録を残していない。執務日誌等に、訪問・確認等の記録を残し、内部統制の強化を図る必要がある。

(7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤 務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

① 適切な事務処理について【合規性の視点】

原課契約工事において、業者から提出される見積書の内容の適正性の確認や材料検収・履行確認が十分に行われていない事例や、業者との工事内容変更に係る協議内容が記録に残されていない事例が見受けられた。また、支払事務においても、不適切な事例が見受けられた。個々の事務に当たっては、基本に立ち返り、適切な処理方法を根拠法令等により確認し、確認結果は記録として残すなど、不備のない適切な事務処理を行うこと。

② 効率的な出勤体制について【効率性の視点】

寺方町の北勢バイパス埋蔵文化財整理作業所、文化財整理作業所に、ほぼ毎日、一旦本 庁に出勤してから公用車で出張し、業務終了後、また公用車で本庁に戻っている職員がお り、1日の走行距離は往復20kmにもなっている。本庁での業務もあるとのことである が、業務効率が悪く、また、交通事故を起こす可能性も大きい。(実際に、令和元年に事 故を起こしている。)効率的で安全な勤務体制を検討すること。

- ③ 業務知識の継承について【有効性の視点】 専門職員である学芸員が複数在籍し、経験年数も長い。専門的な知識やノウハウをどのように次世代へ継承していくかについて、検討を継続していくこと。
- ④ まちじゅうこども図書館事業について【有効性の視点】 図書館により、本の配置や管理状況の良不良に差が見受けられる。税が投入されている

図書館であり、できる限り現場に出向き、気づいたことを意見するなど、市民がもっと本を読んでみようと思える環境づくりの視点に立って管理をすること。

教育委員会 図書館

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査(財務監査・行政監査)

2 監査の対象

監査対象部局 教育委員会図書館

 対象年度
 令和元年度

 監査対象事項
 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

 実施場所
 四日市市立図書館会議室

 監査期間
 令和2年11月25日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会図書館の主な業務内容及び職員数(令和2年9月1日現在)は、次のとおりである。

【図書館】

図書館	(1) 文書の収受、発送及び保存並びに公印の管守に関すること。
職員1人	(2) 図書館運営の企画調整に関すること。
	(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
管理係	(4) 図書管理システムの管理運営に関すること。
	(5)図書館資料(以下「資料」という。)の収集計画及び統計に関
	すること。
	(6) 資料の収集及び整備に関すること。
	(7) 図書館協議会に関すること。
職員5人	(8) 広報に関すること。
再任用1人	(9)展示に関すること。
会計年度任用4人	(10) 図書館の庶務に関すること。
	(11) 他の係の主管に属しない事項に関すること。
奉仕係	(1) 資料の利用に関すること。
	(2) 自動車文庫に関すること。
-	

(3)相談事務に関すること。
(4) 資料の複写に関すること。
(5)利用者の秩序維持に関すること。
(0) 11/11 0 0/1
(6) 資料の選択、整理及び保管に関すること。
(7)講座及び行事に関すること。
(1) 研生人(1) (1) (1)
(8) ボランティア団体に関すること。
(9)利用統計に関すること。
(10) その他図書館奉仕に関すること。

(職員9人、再任用1人、会計年度任用35人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) トラブル・災害時の対応が適切になされないリスク
- (3) 感染症対策が適切になされないリスク
- (4) 新図書館の情報共有がなされないリスク
- (5) 図書館をめぐる社会環境の変化への対応がなされないリスク
- (6) 館内の安全対策、整理整頓がなされないリスク
- (7) 現金の取扱いが適正になされないリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是 正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留 意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果
 - (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では全体的にリスクは低かった。財務会計事務などの事務一般について、 一部、不適正な事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの:発現していた場合 ○)

チェ	ック項目	想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な	事業を行ってい	効果の少ない事業が実施されるリ	4 / 4	
事務事業	るか	スク	4/4	
	歳出予算の執行	不適切な金額での支出、支払遅延		
支出事務	を行っているか	など支出が適正に行われないリス	2 / 2	0
		2		
	事業者と業務委	事業者選定、金額決定、委託業務		
	託の契約を締結	の管理や評価が適切に行われない	4/4	0
契約事務	しているか	リスク		
关的 事 伤	プロポーザルに	事業者選定、金額決定等が適切に		
	より契約を締結	行われないリスク	4 / 4	
	しているか			
	建物やインフラ	保全不良のリスク	4/4	
財産管理	を所持している	保有コストに見合う効果がないリ		
	カゝ	スク		
		有効活用されないリスク		
桂 却 竺 珊	個人情報を扱っ	個人情報の漏えいや目的外使用、	4/4	
情報管理	ているか	データの改ざん、滅失等のリスク		
	在籍年数の短い	所属において業務に必要なスキル		
	職員が多いか	(知識、経験)が継承されず、業	4/4	
組織・人員		務の処理誤りや、不正行為の見落		
		としが発生するリスク		

(2) トラブル・災害時の対応が適切になされないリスク

・ 地震や大雨、津波等の災害及びトラブルが発生した時には、職員は人命が最優先であり、 重要な図書の移動等早急な対応ができるのか。日頃からリスクマネージメントに取り組ん でいるか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ リスク管理に関連する文書を回覧し、共有している。地震、火事等の対応については担当者が分かるようにするとともに年1回防災訓練を行っている。人的トラブルの対応については防犯カメラで未然防止のためのチェックをしている。病気・事故についてはAEDを設置し、応急的な手当てを行うとともに、状況により救急車を呼ぶなどの対応策をとっている。様々なトラブル・災害が発生することが想定されるので、日頃からリスクマネージメントに取り組むことが必要である。

意見

災害発生時の図書の移動について

浸水に備え重要な資料は2階に保管し、1階の資料は2階、3階へ移動させることを 想定しているとのことだが、人命が最優先のため緊急避難時に図書を移動することは、 困難であると思われる。緊急事態時に1階の資料を傷めずに保管する方法について検討 すること。

(3) 感染症対策が適切になされないリスク

・ 図書館は身近な存在のため、多くの市民等が利用する場となっているが、感染症対策は どのように取り組んでいるか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 多くの市民等が利用することにより感染の可能性が想定されることから、日本図書館協会からの感染拡大予防ガイドラインを全員で内容を確認し対応している。椅子、机、カウンター等を職員で消毒し、随時の換気を行うとともに館内放送で、密にならないよう周知している。また、図書消毒機を購入し、借りた図書を消毒できるようにしている。

(4) 新図書館の情報共有がなされないリスク

・ 新図書館移転への話が出ているが、準備が必要なため、政策推進部や教育委員会との情報共有ができているのか。また、県内だけではなく、県外の図書館との交流はできているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 新図書館の立地場所等については政策推進課において基本計画策定に向け調整中であるが、司書の意見を反映させるための機会は持たれていない。図書館からは先進地視察の内容を政策推進課に報告している。移転の詳細が分かった際にはすぐに対応できるよう必要な機能や運営状況等、情報収集をしている。県外の図書館との交流については、日本図書館協会による図書館職員の研修時に分科会等で情報交換を行っている。

意見

新図書館の要望について

新図書館について、司書の意見や要望について聴取する機会が政策推進課との間で持たれていない。図書館の在り方などの市民から求められていることを把握しているのは司書等現場の職員であるため、図書館職員の意見を十分反映させる機会を設けること。

(5) 図書館をめぐる社会環境の変化への対応がなされないリスク

・ 文部科学省の「これからの図書館像」の提示を受けて、他市の図書館では「役に立つ 図書館」として地域やビジネスの課題解決への支援に力を入れ始めているが、こうした 社会環境の変化を受け止め、課題解決支援型のレファレンスや講座・イベント開催など が行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 利用者からの調べ物の相談については情報提供を行っているが、専門分野には対応していない。地域に根差した講座やイベントを開催する際には関係各課と連携して行ったり、地域資料室では豊富な地域資料を活かした展示を行うなどの情報提供をしている。今後も社会環境の変化に応じた事業を実施していく必要がある。

(6)館内の安全対策、整理整頓がなされないリスク

・ 市民等が利用することから館内の安全対策を行っているか。また、業務に支障のないよう整理整頓ができているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 書類棚については転倒防止装置があるが、一部転倒防止対策がなされておらず、書庫や 事務室においては使用する見込みがないものが散見される状況である。

指 摘

① 書類棚について

点字録音資料室の書類棚において、転倒防止装置のないものが見受けられた。改め て館内を点検し、固定していない書類棚については危険なため固定すること。

- ② 館内の整理整頓について
 - ア 館内の見えない部分の管理が不十分である。バックヤード、ロッカーや書庫の整理 整頓に努めること。また、事務室が細長いことから見通しがきかない環境である。ミスを防ぐためにも職員間の死角をなくすレイアウト等を検討すること。
 - イ 書庫に散在しているファイル等の不用品らしきものや、事務室内の使用する見込み がないパソコン、カメラについて、不用なものは処分し、整理整頓をすること。

(7) 現金の取扱いが適正になされないリスク

・ 来館者へのサービス提供として、刊行物の複写料の収入を得ているが、収入に係る現金 の取扱いは適正になされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× コイン式コピー機使用料の釣銭の取り忘れ現金が数年前から手提げ金庫に入れたままに なっていた。

指 摘

現金の管理について

- ア 現金の取扱いの際には、遺漏のないよう複数の職員で確認し、慎重に取り扱うよう 再度ルールを徹底し適切に管理すること。
- イ 手提げ金庫が複数あり、誰でも現金に触れる可能性があるため、大型金庫を設置するなど、事故のないよう適切に現金の管理をすること。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

① 老朽化について【有効性の視点】

昭和48年に開館のため、施設の老朽化が見受けられる。来館者の利用に支障をきたさないように早期に修繕対応を行い、利用者のサービスの向上に努めること。

② 新図書館への移転について【経済性の視点】

新図書館への移転に合わせて図書の保管、貸出の効率化を図るため、RFID (情報読み取り技術)システムの導入を考えている。RFタグの取付けには時間を要するため、移転に間に合うよう効率的に作業を行うこと。

③ 適正な事務処理について【合規性の視点】 支払遅延等、事務処理誤りが見受けられた。会計規則等のルールにのっとった事務処理 の再徹底を行い、チェック体制の強化をすること。

④ 女性への配慮について【有効性の視点】 女性が多い職場であることから体調への配慮及び新たに職員が採用された際には疎外感 を感じることがないよう、また、早く職場になじめるような環境への配慮をすること。

- ⑤ 図書館協議会及び子どもの読書活動推進事業について【有効性の視点】 図書館協議会及び子ども読書ネットワーク協議会において、委員の欠席が見受けられた。 図書館の事業にご意見をいただくという立場であるため、出席できるよう日程調整すると ともに出席について働きかけをすること。
- ⑥ 点字録音図書について【有効性の視点】 点字録音図書のカセットは膨大な数であり、貴重なことから、維持管理のため将来的に はCD化を検討すること。
- ⑦ 図書館司書について【有効性の視点】

ア 司書の人数が条例等で決められていないが、合理的な人数を配置していることが明確 に説明できるようしておくこと。

- イ 全国的に司書の処遇が低いとされているが、安心して働けるよう改善し、図書館機能 の強化に努めること。
- ⑧ 新聞資料の縮尺版について【有効性の視点】

新聞資料の縮尺版が、置いてある場所をかなり占めている。マイクロフィルム化やデータベース化などを将来的に検討すること。

教育委員会 博物館

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査(財務監査・行政監査)

2 監査の対象

対象部局 教育委員会博物館

 対象年度
 令和元年度

 対象事項
 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 博物館 講座室

監査期間 令和2年11月25日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会博物館の主な業務内容及び職員数(令和2年9月1日現在)は、次のとおりである。

【博物館】

博物館	(1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
職員1人	(2)調査、統計及び報告に関すること。
会計年度任用1人	(3) 博物館協議会に関すること。
经证明	(4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
管理係 	(5) 施設の使用許可に関すること。
職員3人	(6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
会計年度任用7人	(7) 楠歴史民俗資料館に関すること。
	(8) 館の庶務に関すること。
企画普及係	(1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
職員3人	(2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関するこ
会計年度任用 5 人	と。
	(3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出し及び利用に関するこ
	と。
	(4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関するこ

	と。
	(5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
	(6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
	(7) 博物館の広報に関すること。
天文係	(1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関すること。
職員2人 会計年度任用3人	(2) 天文知識の普及及び啓発に関すること。
	(3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
	(4)移動天文車に関すること。

(職員9人、会計年度任用16人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員の変則勤務に伴い、業務の引継ぎ等が適切になされないリスク
- (3) 現金の取扱いが適正になされないリスク
- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (5) 博物館施設及び資料の危機管理が適切になされないリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正 又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意 するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、 事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの:発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要 な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリス ク	4/4	

支出事務	歳出予算の執行を 行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延な ど支出が適正に行われないリスク	6/6	0
支出事務	負担金、補助金又は 交付金を支出してい るか(負担金は研修 負担金を除く。)	補助金等が不適正に支出され、又は 目的外に使用されるリスク	4/4	
現金管理	現金の取扱いがある	現金の紛失、数え間違い、処理遅 れ、着服等のリスク	4/4	
財産管理	建物やインフラを所 管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリス ク 有効活用されないリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を 行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ ライフ・バランスの確保や健康を阻 害するリスク	4/4	

(2) 職員の変則勤務に伴い、業務の引継ぎ等が適切になされないリスク

・ 当館の休業日が月曜日であることから、職員の週休日は、月曜日とそれ以外の曜日で職員ごとに異なる日に設けられている。職員間の業務の引継ぎや上位職による事務処理に係るチェックは適切になされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 週休日を設ける曜日を可能な限り集約するようにしたり、原則として毎月第2週の木曜日を全職員の勤務日とし、当該日に全体会議を行ったりすることで、職員間の業務に関する情報の共有を行っている。また、文書取扱主任による審査を先行し、そこで発見された事務処理誤りについては担当係長にその内容の説明をした上で差し戻し、担当係長から担当者に指導することにより、事務処理の適正執行に努めている。

(3) 現金の取扱いが適正になされないリスク

・ 来館者へのサービス提供として、ミュージアムショップを運営し、展覧会図録や関連 グッズなどの販売売上げは、令和元年度において年間9,794千円であった。売上収入 に係る現金の取扱いは適正になされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ ミュージアムショップにおいて販売する商品の中には事業者から委託を受けて販売している商品がある。これらの商品に係る売上金の保管については、歳計外現金の保管を限定している地方自治法第235条の4第2項の規定への抵触が懸念される。関係各課と協議等を行って、ミュージアムショップにおける商品販売業務の全てを令和3年度から事業者に委託することにより、この問題の解決を図るべく取り組んでいる。

意見

現在検討しているミュージアムショップにおける商品販売業務の委託に当たっては、他都市の事例を調査するとともに関係各課等と協議を行って法的な課題を整理したうえで、 適正な方法により行うこと。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤 務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(5) 博物館施設及び資料の危機管理が適切になされないリスク

・ 自然災害、停電、火災、事故、事件などの緊急事態に遭遇した場合において、来館者の 生命身体や資料、施設及び設備などの被害を最小限にとどめつつ、業務の継続又は早期復 旧を可能とするための管理は平時から適切になされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 文部科学省が示している「博物館における施設管理・リスクマネージメントガイド ブック」や当館において定めた危機管理マニュアルを使った研修や防災訓練などを定期的 に実施することにより、継続的に職員に意識づけをして、危機管理体制の強化に努めてい る。

意見

土のうの一部に袋が破れ砂がこぼれているものが見受けられたり、収蔵庫内の棚の上に 固定化されずに置かれている模型資料があったりした。水災害や地震災害等に備えた施設、 設備、資料、観覧者、職員等の防護対策を改めて徹底すること。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

① 資料収集について【住民福祉の向上の視点】

博物館が行う事業のうち最も基本的なものとして資料収集保存事業があり、令和元年度は、新たに700点を超える資料の寄贈及び寄託を受けた。市民の教育や地域における学術・文化の発展を促し、市民活動や地域活動の一層の活性化に資するため、引き続き、資料の所在等の調査研究を行うとともに、資料の展示上の効果を考慮しながら、必要な資料を体系的に収集・保存すること。

② 収蔵資料の展示等について【住民福祉の向上の視点、有効性の視点】

ア より多くの収蔵資料をできるだけ多くの市民に観覧してもらえる機会を創出するため、 資料を積極的に展示する方法を研究し、資料の有効活用を図ること。

イ 収蔵資料をデジタル化しホームページに掲載し公開しているが、資料を体系別に整理 して公開するなど、市民の目を引き当館に足を運びたくなるような公開方法について研 究を継続すること。

③ 運営体制の強化について【有効性の視点】

学芸員の資格を有する職員の数が不足しており、展示公開事業や教育普及事業の実施に終始せざるを得ず、調査研究事業に十分に取り組むことができない状況にある。研究紀要は平成18年度を最後に作成できていない。また、天文係においては、職員の在職期間の長期間化も生じている。各職員の専門的な能力が適切に培われ、かつ、専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、引き続き、学芸員の資格を有する職員の増員配置を人事当局に要望すること。併せて、地域、学校、民間企業・団体などとの連携・協働におけるコーディネート機能を強化するとともに、効果的な業務の在り方等について必要に応じて適切な見直しを行い、その運営体制の強化に努めること。

④ 館内案内業務について【効率性の視点】

来館者の受付や館内放送を含む案内などの業務を委託により実施している。契約の更新により受託業者が変わる際は、顧客満足度の高い接遇を提供できるよう、これまで培ってきたスキルやノウハウをシステム化しておくことで、円滑に次の受託業者にその継承を行うこと。

⑤ 特別展示室の貸出しについて【住民福祉の向上の視点】

特別展示室の使用に際して、展示作業中に大きな音を出さないことなど、多くの使用条件・遵守事項を定めており、使用者から利用しづらいとの声を聞く。博物館施設や収蔵資料の適切な管理という博物館機能維持の面から他施設と比べて厳しい制限となっていることについて事前に十分説明したうえで貸館を行うとともに、条件等について、使用者の利便性を考慮し、緩和できるところはないか改めて見直すこと。

⑥ 図書館、文化会館等との連携・協働について【有効性の視点】

社会のニーズの多様化に伴い、博物館には地域の文化芸術を発信するだけでなく新たな文化芸術の創出につながる拠点としての役割が期待されている。当館が収蔵する資料等の更なる活用を図り、より効果的な博物館事業を実施できるよう、図書館、文化会館等との連携・協働に関する研究を継続すること。

⑦ 事務室の安全対策、整理整頓等について【有効性の視点】 職員が効果的かつ効率的に職務を行えるよう、次に掲げる事項などに留意して、事務室

- の安全対策、整理整頓等を講じること。
- ア 事務室内において、書類棚の転倒防止措置が不十分なところが見受けられた。職員の 安全を守るため適切に対処すること。
- イ 使用されていないフィルムカメラ等が多数、保管されていた。不用なものがあれば適 切に処分すること。
- ウ エントランスホールに設置されている鍵付き傘立て(120本分)のスペアキーが事務室内の金庫に保管されていた。利用者が鍵を紛失した際に対応しやすいように、その保管の場所と方法を工夫すること。

教育委員会 学校教育課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査(財務監査・行政監査)

2 監査の対象

対象部局 教育委員会学校教育課

 対象年度
 令和元年度

 対象事項
 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年11月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会学校教育課の主な業務内容及び職員数(令和2年9月1日現在)は、次のとおりである。

【学校教育課】

学校教育課	(1) 市立小学校、中学校の運営管理に関すること。
職員2人	(2) 就学に関すること。
学事係	(3) 学校運営に係る経費の計画及び運用に関すること。
	(4) 市立小学校、中学校等の就学援助及び特別支援教育就学奨励
職員5人	に関すること。
会計年度任用1人	(5) 課の庶務に関すること。
教職員係	(1) 学校の組織に関すること。
	(2) 教職員の人事に関すること。
職員3人	(3) 教職員の免許に関すること。
会計年度任用2人	(4) 教職員の服務に関すること。
保健給食係	(1) 学校の保健衛生に関すること。
	(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
職員5人	(3)独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
会計年度任用 5 人	(4) 学校給食に関すること。

	(5) 学校保健会の育成助言に関すること。
	(6) 中学校給食推進室に関すること。
中学校給食推進室	(1) 給食センターの整備及び運営に関すること。
	(2) 市立中学校の配膳室等の整備に関すること。
職員3人	(3) その他給食センターの整備及び運営に関すること。

(職員18人、会計年度任用8人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 支出事務の適正な執行がなされないリスク
- (3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク
- (4) 補助金が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク
- (5) 扶助費が不適正に支出されるリスク
- (6) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正 又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意 するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、 事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの:発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要 な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリス ク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を	不適切な金額での支出、支払遅延な	6/6	0
	行っているか	ど支出が適正に行われないリスク		

	1	l i		
支出事務	負担金、補助金又は		4 / 4	
	交付金を支出してい	補助金等が不適正に支出され、又は		
	るか(負担金は研修	目的外に使用されるリスク		
	負担金を除く。)			
支出事務	扶助費を支出してい	扶助費が不適正に支出され、又は目	6/6	
	るか	的外に使用されるリスク		
契約事務	事業者と工事請負な	事業者選定、金額決定等が適切に行	1/4	\circ
	どの契約を締結して	われないリスク		
	いるか			
契約事務	事業者と業務委託の	事業者選定、金額決定、委託業務の	4 / 4	
	契約を締結している	管理や評価が適切に行われないリス		
	カゝ	ク		
契約事務	プロポーザルにより	事类 *** *** ** ** *** *** *** **** *******	4 / 4	
	契約を締結している	事業者選定、金額決定等が適切に行		
	か	われないリスク		
財産管理		保全不良のリスク	4/4	
	建物やインフラを所	保有コストに見合う効果がないリス		
	管しているか	ク		
		有効活用されないリスク		
情報管理	個人情報を扱ってい	個人情報の漏えいや目的外使用、	4 / 4	
	るか	データの改ざん、滅失等のリスク		
組織・人員	多くの時間外勤務を	時間外勤務により、職員のワーク・	4 / 4	\circ
		ライフ・バランスの確保や健康を阻		
	行っているか	害するリスク		

(2) 支出事務の適正な執行がなされないリスク

・ 歳出予算の執行において、予算執行伺、支出負担行為、支出命令等が法令、規則、予算等に従い適正になされているか。また、支払は適正な時期になされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 手数料の支出において、予算の会計年度独立の原則に違反していたものが複数件、見受けられた。適正な事務処理を行うこと。

指摘

著しく不適切な財務会計処理が見受けられた。今回の誤りを重く受け止め、財務会計事務処理において必要とされる基礎知識の習得と上位職によるチェック体制の強化に向けて早急に取り組むこと。

(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク

・ 事業者と締結している業務委託契約について、事業者の選定、契約金額の決定、履行の 検査確認が適切に行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 学校給食調理業務委託や児童生徒の健康診断業務委託など年間60件を超える業務委託の契約を事業者等と締結しており、そのうち半数以上が単独随意契約によるものであった。中には同じ業務委託で前年度に続けて競争入札の不調により随意契約によったもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)があり、それについては、不調となった原因を追究したうえで、その解消に向けて発注方法を検討しているとのことであった。地方自治法、契約施行規則その他関係法令及び外部委託等適格審査部会作成のガイドラインに従って適切に事務処理を行う必要がある。

(4) 補助金が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク

・ 補助金は、適正に支出され、交付目的に従って使用されているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 学校給食用物資の一括購入・管理及び給食費の収支管理を行っている公益財団法人四日 市学校給食協会に対し、その運営費として2千1百万円の補助金を交付している。事業完 了報告時に収支決算書を提出させ、補助金の交付が目的に合致したものか、補助の必要性 が認められるものかなどについて審査を行っている。また、同法人において定期的に専門 家による会計書類のチェックを受けるとともに、当課においても実地調査等により会計書 類のチェックを実施し、同法人の財務状況の把握及び監督を行っている。

(5) 扶助費が不適正に支出されるリスク

扶助費である就学援助費及び特別支援教育就学奨励費は、適正に支出されているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者や特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、就学援助費又は特別支援教育就学奨励費を支給している。支給対象者や支給額の誤りなどが発生しないよう、複数の職員によるチェックを徹底するなど、引き続き支出事務の適正化に努める必要がある。

(6) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤 務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。「報告・連絡・相談」 の徹底により上司や同僚による支援が十分になされ、職員にとって働きやすい職場環境と なっており、労働安全衛生法に基づき実施された職員のストレスチェックにおいても良好な結果であったとのことであるが、継続して、時間外勤務の縮減に向けた対応策を検討する必要がある。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

① 教員の働き方改革の推進について【有効性の視点】

小学校における教科担任制の導入、学校業務アシスタント等の配置人数の拡充などにより、教員の時間外勤務の縮減に努めて、授業準備や教材研究などの時間を確保し、教育の質の向上につなげること。また、教員の健康の維持とワーク・ライフ・バランスの確保にも努めること。

② 学校業務サポート事業について【有効性の視点】

児童生徒への配付物の印刷などの補助的業務を担う学校業務アシスタントとスクールサポートスタッフ(以下「アシスタント等」という。)を各学校に配置しており、教員の業務負担の軽減に効果を上げている。これまでの事業効果を検証したうえで、改めて必ずしも教員が担う必要のない業務と教員が担うべき業務との仕分けを行うことでこの事業を更に充実させ、教員の業務負担の更なる軽減と児童生徒等と向き合う十分な時間の確保につなげること。併せて、アシスタント等の担う業務は、試験問題などの機密性の高い情報や個人情報を取り扱うものであることから、研修を実施するなどして、アシスタント等に対する情報の適正管理に関する指導を引き続き徹底すること。

- ③ 児童生徒の事故防止対策について【有効性の視点】
 - ア 児童生徒の校内での事故について学校施設や設備に由来するものがあればその改善・ 改修が必要となるため、当課が所掌する日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手 続を通じて、学校において発生する児童生徒のけがや交通事故の状況を把握し、その原 因及び施設設備の状況 (例えば、運動場の広さや校舎の老朽化の程度など) との関連性 を調査すること。
 - イ 学校内や登下校時における児童生徒の安全確保のため、当課、学校及び教育委員会関係課において事故に関する情報を共有し速やかに対応できるような仕組み・体制が整備されているか改めて確認し、教育委員会全体として継続して事故防止対策を講じること。
 - ウ 各学校の防犯カメラやモニターについて、その設置状況を把握したうえで、児童生徒 の安全確保のため効果的に機能するものを必要な数量、必要な場所に設置すること。

④ 学校・保護者等間における連絡手段について【住民福祉の向上の視点】

児童生徒が疾病等により学校を欠席する場合の連絡手段として、保護者等からの電話又は連絡ノートのやり取りによっている学校がほとんどである。保護者等の利便性を考慮して、電子メールを活用したものなど効率的な連絡手段の導入を検討し、推進すること。

⑤ 就学援助制度の充実について【住民福祉の向上の視点】

子どもの教育について家庭の経済状況により格差が生じないよう、援助費の額、支給方法等の見直しを行うことにより就学援助制度の更なる充実を図ること。入学準備に相当する給付と同様にその他の給付についても事前の支給ができないか検討すること。

⑥ 学校図書の充実について【住民福祉の向上の視点】

小学校だけでなく中学校においても図書の読み聞かせを行っており、中学生からも好評で、教育上、良い影響を与えているとのことである。引き続き、子どもの活字離れが加速しないよう、図書の整備と学校司書を活用した豊かな読書環境づくりを推進すること。

⑦ 学校三師の活用について【有効性の視点】

中学校の定期監査において、学校三師(学校歯科医)との日程等の調整が上手くいかず、 学校が計画した学校保健活動の日に参加してもらえなかった事例が見受けられた。学校が それぞれの特性に応じて学校三師の知見を十分活用できるよう学校三師制度の円滑な運用 に配慮すること。

⑧ 学校給食費の公会計化について【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】

学校給食費の徴収・管理業務はそれぞれの学校で行われているものの、ほとんどの家庭が口座振替による支払となっているため、教職員が現金を取り扱う機会は限られている。しかし、口座振替ができなかった場合など学校給食費の滞納整理に関する業務は残っており、それが教職員の業務負担となり長時間勤務の一つの要因となっている。文部科学省から令和元年7月に学校給食費の公会計化の取組みを推進するよう各地方公共団体に通知がなされたところである。教員の業務負担の軽減だけでなく保護者の利便性の向上、学校給食費の管理における透明性の向上などが見込まれるため、学校給食費の公会計化の推進を図ること。

⑨ 共同学校事務室における事務処理について【有効性の視点】

市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、各ブロックの1校に共同学校事務室を設置して、ブロック内の小中学校の事務職員が財務に関する事務を共同処理している。 事務処理誤りの件数は減少してきているものの、なお、一定数が散見される。共同処理による効果を更に高めるため、共同学校事務室において、財務事務に関する知識の蓄積や財務事務処理に関する事前審査の精度の向上が図られるよう、各学校と協力して取り組むこと。

教育委員会 人権・同和教育課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査(財務監査・行政監査)

2 監査の対象

対象部局教育委員会人権・同和教育課

 対象年度
 令和元年度

 対象事項
 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年11月17日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会人権・同和教育課の主な業務内容及び職員数(令和2年9月1日現在)は、次のとおりである。

【人権·同和教育課】

	(1) 学校人権・同和教育に関する計画・立案・評価に関すること。
	(2) 学校人権・同和教育の推進に関すること。
	(3) 学校人権・同和教育に係る関係機関、団体等との連絡調整に関
	すること。
職員11人 会計年度任用5人	(4) 課の庶務に関すること。

(職員11人、会計年度任用5人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 事務分掌におけるリスク

- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (5) 支出事務の適正な執行がなされないリスク
- (6)委託事業の検証のリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正 又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意 するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、 事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの:発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要 な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリス ク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を	不適切な金額での支出、支払遅延な	1/6	0
	行っているか	ど支出が適正に行われないリスク		
契約事務	事業者と業務委託の	事業者選定、金額決定、委託業務の	4 / 4	
	契約を締結している	管理や評価が適切に行われないリス		
	カュ	ク		
財産管理		保全不良のリスク	4/4	0
	建物やインフラを所	保有コストに見合う効果がないリス		
	管しているか	ク		
		有効活用されないリスク		
組織・人員		所属において業務に必要なスキル	4/4	
	在籍年数の短い職員	(知識、経験) が継承されず、業務		
	が多いか	の処理誤りや、不正行為の見落とし		
		が発生するリスク		
組織・人員	多くの時間外勤務を	時間外勤務により、職員のワーク・	4/4	0
		ライフ・バランスの確保や健康を阻		
	行っているか	害するリスク		

(2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

・ 職員の配置において、勤続年数が3年未満の職員が多数を占めており、知識や経験が継承されていないのではないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 職員の配置状況において、正職員11人中10人が勤続年数3年未満となっていたが、 人権プラザの勤務経験を有した職員もおり、プラザ勤務で得た知見を人権・同和教育課が 行っている事業に活かしている。また、小・中学校において、人権教育のリーダー養成研 修を受講した教員が指導主事となることで、人権・同和教育課における知識や経験の継承 に取り組んでいる。一般的な人権課題へのスキルは確保しているが、本市の同和問題の歴 史的課題や、これまでの対策への知識が薄れつつある。

意見

四日市市における人権・同和教育の推進に関して、近年、職員の歴史認識も踏まえた同和問題に関する知見が十分でないという指摘もある。過去の同和問題の起源や歴史を継承しつつ、その上で更なるスキルを積み上げること。特に、若手教員には人権・同和問題に関する事業の継承だけでなく事業の背景にあるものをしっかりと伝えていくこと。

・ 人権プラザに配属されている職員と人権・同和教育課において、十分な意思疎通が図られていないことはないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 正職員4人及び会計年度任用職員4人は、各人権プラザに配属されているが、人権プラザは総務部人権センターの組織になる。そのため、人権プラザにおいて指導主事会議、進路コーディネーター会議を毎月開催して、当課の課長や人権プラザの館長も参加することにより意思疎通や情報の共有が図られている。

(3) 事務分掌におけるリスク

事務分掌における人権プラザ事業が不明確になっていないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 当課の事務分掌においては、学校人権・同和教育に係る内容が明記されているが、人権 プラザ事業については明確に記されていない。そのため、人権プラザ事業について、人権 センターが所管する社会教育と人権・同和教育課が所管する学校教育の役割分担が曖昧で あることや職員の位置づけが不明確になっていることが想定できる。

意見

公有財産の所管について、これまでプラザの前身が隣保館や教育集会所として整備され

てきたことから、総務部の人権・同和政策課が所管するプラザと当課が所管するプラザに 分かれている。合理的な管理の在り方について総務部人権・同和政策課と検討すること。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤 務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員9人に対して、1人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進める必要がある。

指 摘

人権・同和教育課は他の部署に比べると職員数が少ないので、所属長は各職員の勤務状況をより注視して管理にあたることで、時間外を減らして目標を達成できるようにすること。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(5) 支出事務の適正な執行がなされないリスク

・ 歳出予算の執行において、予算執行伺、支出負担行為、支出命令等が法令、規則、予算等に従い適正になされているか。また、支払は適正な時期になされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 需用費の支出において、適正な時期に支払が行われていない事例が見受けられたので、 適正な事務処理を行うこと。

指摘

① 共通事務における不適切な事案が前回監査よりも増えている。職員の異動による事務的な引継ぎが手薄になることによりリスクが発生するので、今回の監査を受けて、 チェック体制と内部統制をしっかり行うこと。

- ② 消耗品等の購入に伴う支出負担行為兼支出命令の事務において、摘要欄には購入物品等の具体的な内容を記入し、請求内容が正しいか確認できるようにすること。 また、内訳明細書の合計額は支出金額と一致するよう作成すること。
- ③ 四日市人権・同和教育研究会への事業費補助金について、実績報告書の収支内訳書に ある精算払の日付誤りが見受けられた。実績報告書等の確認は複数で行い、チェックを 徹底すること。

(6) 委託事業の検証のリスク

委託事業における事業内容の検証及び履行確認は適正になされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 子ども人権文化創造事業や自己実現支援事業は、仕様書において事業内容が定められているが、詳細な内容については地域の特徴を出してもらう提案型となっている。そのため、事業内容の検証や、実施報告に基づき履行確認を実施しての精算払いとなる。令和元年度は、コロナの影響で一部の事業が中止となっていたが、適正に精算払いが実施されていた。

意見

自己実現支援事業について、その必要性について十分に説明ができるよう事業目的を明確にし、効果的な事業とすること。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

- ① メディア・リテラシーの養成について【有効性の視点】
 - ア 学校で使っているタブレットを、将来、自宅へ持ち帰れるようになると、子どもたちが自由にタブレットを扱えるようになる。タブレットを通してインターネット等から得られた誤った情報をうのみにしたり安易に拡散することがないよう、メディア・リテラシーの養成に一層力を入れ、関係各課や学校と連携して指導すること。
 - イ メディア・リテラシーの養成を通じた人権教育の推進について、モデル校3校で実施 し、その後、公開授業を通して各校へ共有していくとしていたがコロナの影響で共有が できていない。コロナ禍の中で公開授業の実施が難しいのであれば、ICTや様々な ツールの活用を検討して、メディア・リテラシー教育の共有を図ること。
- ② 性自認や性的指向に基づく差別について【有効性の視点】
 - ア 性自認や性的指向について、成長とともに自分が周りの人と違うことを自認する児 童・生徒がいる。学校と連携して差別につながらないよう注視すること。

また、認知件数など子どもの実態を把握することは重要であるが、その手法を研究するに当たっては、プライバシーや子どもたちの気持ちに十分配慮して行うこと。

イ 性的少数者に関する教職員向けの人権研修においても、身近に性自認や性的指向の問題を抱えた人がいる可能性があることを十分認識するよう徹底すること。

③ 外国人の差別について【有効性の視点】

外国籍の子どもが多い地域では、お互いを認め合う多文化共生の環境がある地域と なっている。外国籍の子どもと共生できる環境の良い面を前面に出すとともに、外国人に 対する差別につながることのないよう人権教育を進めること。

④ 人権に配慮した施設整備について【住民福祉の向上の視点】

子どもたちの学校生活について、性自認などのある子どもがトイレ等の学校施設を意識 せず使えるよう人権に配慮した取組みを学校と連携して行うこと。

また、アセットマネジメントの修繕や大規模改修の際には、誰でも自由に使える「みんなのトイレ」など、当課が持つ様々な事象や情報を反映させ、人権に配慮した施設整備を教育施設課と連携して進めること。

⑤ 人権啓発につながる事業名について【有効性の視点】

歳入歳出予算における事業名について、「人権学習機会提供・充実事業費」などの事業 名は具体的な事業内容がわかりにくい。事業の認知や啓発につながるよう取組み内容がわ かりやすい事業名を検討すること。

⑥ 四日市人権・同和教育研究会の事務局について【有効性の視点】

人権・同和教育課内に現在、四日市人権・同和教育研究会の事務局がある。四日市人権・同和教育研究会は、事務局の自立化のため、人員の確保や事務局準備金の積立てなどに取り組んでいる。より活発な人権教育・啓発活動を続けることができるよう、引き続き、この取組みを継続するよう研究会と協議すること。

教育委員会 指導課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査(財務監査・行政監査)

2 監査の対象

対象部局 教育委員会指導課

 対象年度
 令和元年度

 対象事項
 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会指導課の主な業務内容及び職員数(令和2年9月1日現在)は、次のとおりである。

【指導課】

指導課	(1) 学校教育の指導助言に関すること。
職員1人	(2) 教育課程に関すること。
指導第一係	(3) 教科書その他教材の取扱に関すること。
職員9人	(4) 教育指導に関する資料の作成、刊行に関すること。
会計年度任用3人	(5) 生徒指導に係る指導助言に関すること。
英語指導員11人	(6) 生徒指導に係る調査及び報告に関すること。
 指導第二係	(7) 児童、生徒の非行化防止事業に関すること。
11号另一次	(8) 生徒指導に係る相談業務に関すること。
職員6人	(9) 生徒指導に係る事務の保護矯正機関との連絡調整に関すること。
会計年度任用3人	(10)課の庶務に関すること。

(職員16名、会計年度任用職員6名、英語指導員11名)

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
 - 事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - (1) リスク評価チェックリストの検証
 - (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
 - (3) 庶務担当者の配置上のリスク
 - (4) 学校づくりビジョンや学びの一体化事業の市内での格差発生のリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正 又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意 するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においてはリスクは高かったが、財務会計事務、文書事務などの事務一般について、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの:発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要 な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリス ク	4/4	
支出事務	負担金、補助金又は 交付金を支出してい るか(負担金は研修 負担金を除く。)	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
契約事務	事業者と業務委託の 契約を締結している か	事業者選定、金額決定、委託業務の 管理や評価が適切に行われないリス ク	4/4	0
契約事務	プロポーザルにより 契約を締結している か	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
情報管理	個人情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、 データの改ざん、滅失等のリスク	4/4	

組織・人員	在籍年数の短い職員 が多いか	所属において業務に必要なスキル (知識、経験)が継承されず、業務 の処理誤りや、不正行為の見落とし が発生するリスク	4/4	
旭椒 八貝	多くの時間外勤務を	時間外勤務により、職員のワーク・	4 / 4	
	行っているか	ライフ・バランスの確保や健康を阻 害するリスク	4/4	

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤 務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象者の9割以上が年間360時間を超える時間外勤務を行っている状態にある。職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、引き続き勤務時間管理の適正化と職員の意識改革を推進する必要がある。

意見

- ① 必要があれば、増員の要望も積極的に行っていくこと。
- ② 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(3) 庶務担当者の配置上のリスク

・ 正職員である庶務担当者は一人でほかの正職員はすべて学校教諭であり、また別の業務 を担っている。庶務事務における担当者の負担が大きいのではないか。事務処理について の疑問等をその職員で抱え込むようなことはないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 庶務事務が重なって量が多くなる時はあるものの、負担が大きすぎるとまではいえない 状況であり、教育委員会の主管課である教育総務課をはじめ、同じ教育委員会内の他の所 属も同フロアにあるので、共通部分も多い事務仕事への疑問等についての相談も容易に行 える環境にあるとの認識であったが、本監査で、不適切な事務処理がみられたとともに、 教育委員会内の所属の多くで事務処理誤りがみられることから、教育委員会内の連携につ いては実効性が薄い。

指 摘

法改正に伴う業務委託契約の変更手続において調達契約課からの指示事項を看過している事例があった。適正な事務処理に努めること。

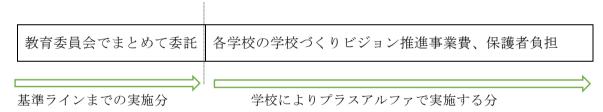
(4) 学校づくりビジョンや学びの一体化事業の市内での格差発生のリスク

・ 各学校または各中学校区ごとに作成、活動を行っているが、市の施策や方針との整合性 はあるのか。市内の統一的な課題への取り組みについて濃淡が出ることはないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 学校づくりビジョンについては、市の施策や方針をもとに作成されており、校長と教育委員会の全課長との面接も行い、内容について確認、検証している。学びの一体化事業については、市一律で、つけたい力や方向性は定めた上で、それをもとに各中学校区でサブテーマを設定している。担当者研修会において各中学校区のテーマや情報の共有、活動の報告を行ったり、全中学校区の取組みをまとめた冊子を作成したりしており、一定の統一性は担保されているとの認識であった。しかし、標準学力検査(NRT、CRT)の実施において、指導課が必要とする基準を超える分について、各学校判断で学校づくりビジョン推進事業費から実施している学校がみられるなど、教育内容の公平性の面で課題がある。

標準学力検査(NRT、CRT)の費用負担



意見

標準学力検査(NRT、CRT)の実施方法や回数について、各学校に裁量を与えている部分が多く、公教育としての公平性の担保されているのか懸念が生じる。少なくとも、市として一定の方針を示し、最低限の線引きをすること。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

- ① 学校づくりビジョン推進事業委託の事業内容の整理について【合規性の視点】 学校づくりビジョン推進事業において、地域と協力して行う事業を、学校運営協議会や 学校づくり協力者会議へ委託しているが、その対象となる事業に明確な基準がなかった。 仕様書に記載のない事業が、実施報告書で報告されている場合もあり、本委託の対象事業 をさらに整理すること。
- ② 推進事業予算の使途について【有効性の視点】 学校教育課が各学校に配分する学校管理費と、開かれた学校づくり推進事業や学校づく

りビジョン推進事業の予算の使途の違い、基準がわかりにくい点がある。学校づくりビジョン推進事業では、その予算での支出対象経費について費目ごとの取決めはされているものの、各推進事業予算が、単に事務費として扱われているようにも思われる。本来の事業目的との関係性を説明できるよう、執行に当たっては留意すること。

③ 新型コロナの影響への対応について【住民福祉の向上の視点】

ア ALT (英語指導員) の配置が当初計画どおり進められないという状況は今後も考えられる。ALT (英語指導員) が不足して英語教育が手薄になることのないよう、配置の手続について引き続き適切な対応をしていくこと。

イ オンラインでの授業の検討も、コロナ禍においては必要である。さまざまな課題もあるが、引き続き研究を進め、取り組んでいくこと。

- ④ 学びの一体化の取り組みについて【住民福祉の向上の視点】 保育園及び幼稚園との連携を強め、就学前教育も引き続き大切にして、就学前から中学 校までの一体的な教育に取り組んでいくこと。
- ⑤ いじめへの対策について【住民福祉の向上の視点】 いじめの認知件数について、全国の件数や他自治体の件数との差の理由を分析し、実際 に存在するいじめを見落とすことのないようにすること。また、スクールロイヤーによる 講習等や、AIの活用について、今後もよく研究し、できるかぎり早く実践の場で活用できるよう、必要な予算も適切に要求して取り組んでいくこと。
- ⑥ みえスタディチェックについて【有効性の視点、効率性の視点】 みえスタディチェックについて、未だ教員の負担が重い部分もある。業務量に対する効果の程度を分析し、どうあるべきか今後も検討すること。
- ① クラブ活動における教員の負担について【住民福祉の向上の視点】 クラブ活動は、中学校教員の大きな負担となっている。教員が授業や生徒指導に専念し、 心身の健康を維持するためにも、部活動協力員、部活動指導員を十分に機能させるなど、 引き続き教員の負担軽減に取り組むこと。
- ⑧ 自傷行為等への対策について【住民福祉の向上の視点】 子どもの自傷行為の報告件数が今年度は多いとのことであるが、その情報把握、共有に 努め、経年の変化、傾向等分析し、対策を検討すること。
- ⑨ 学校図書館いきいき推進事業について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 学校に派遣している図書館司書を、多様な分野で活用し、子どもたちに読書の喜びを伝え、活字離れを防ぐ工夫を行うこと。また、取組みについては、学校間でばらつきのないよう、統一した指導を行うこと。
- ① スクールカウンセラー等の配置について【住民福祉の向上の視点】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートサポーター等は学校現場 において強く必要とされており、派遣の要望は多いが、派遣の回数として十分とはまだい えない状況にある。特にスクールソーシャルワーカー、ハートサポーターは、アウトリー チができるということが大きな強みであり、多様な課題への対応として効果が期待できる。 引き続き現場の声を聴きながら、現状を分析し、必要に応じて拡充も検討しながら、大い に活用して機能させること。

① 教員のコミュニケーション能力について【住民福祉の向上の視点】 教員のコミュニケーション能力不足についての話をよく耳にするが、その能力が教育に 与える影響は大きい。組織として教育するという視点を持ち、適切に指導していくこと。

教育委員会 教育支援課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査(財務監査・行政監査)

2 監査の対象

監查対象部局 教育委員会教育支援課

 対象年度
 令和元年度

 監査対象事項
 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会教育支援課(中間組織は所管する所属に含める)の主な業務内容及び職員数(令和2年9月1日現在)は、次のとおりである。

【教育支援課】

教育支援課	(1) 教育関係職員の研修に関すること。
職員1人	(2) 教育用コンピュータ機器の整備及び運用支援に関すること。
	(3) 教育課題に係る調査及び研究に関すること。
	(4) 三泗教育研修運営委員会に関すること。
研修・研究グループ	(5) 就学支援及び特別支援教育に関すること。
職員9人	(6) 教育相談に関すること。
会計年度任用2人	(7) 不登校児童生徒の適応指導に関すること。
特別支援教育・相談	(8) 四日市市立教育センター及び四日市市立視聴覚センターに関
グループ	すること。
職員12人	(9) その他教育に関する調査及び研究並びに研修に関すること。
会計年度任用9人	(10) 課の庶務に関すること。

(職員22人、会計年度任用職員11人)

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
 - 事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - (1) リスク評価チェックリストの検証
 - (2) 多目的な事務分掌によるリスク
 - (3) 不登校への対応について
 - (4) 不登校対応における所管課の不明瞭さについて
 - (5) 不登校対応と国の方針との整合性について
 - (6) 庶務担当者の配置について
 - (7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正 又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意 するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、事業実施、支出事務(歳出予算の執行)、契約事務(委託業務)、 財産管理(登校サポートセンター所管)、情報管理、組織・人員(時間外勤務等)の項目 で点数が高いが、全体的なリスク点は中程度である。実査では、支出事務について、不適 切な事務処理が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの:発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な 事務事業	事業を行っているか	高架の少ない事業が実施されるリ スク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を 行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延 など支出が適正に行われないリス ク	6/6	0
契約事務	事業者と業務委託 の契約を締結して いるか	事業者選定、金額決定、委託業務 の管理や評価が適切に行われない リスク	4/4	
財産管理	建物やインフラを 所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリ スク 有効活用されないリスク	4/4	

情報管理	個人情報を扱って いるか	個人情報の漏えいや目的外使用、 データの改ざん、滅失等のリスク	4/4	
組織・人員	在籍年数の短い職 員が多いか	所属において業務に必要なスキル (知識、経験)が継承されず、業 務の処理誤りや、不正行為の見落 としが発生するリスク	4/4	
	多くの時間外勤務 を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	0

(2) 多目的な事務分掌によるリスク

・ 特別支援教育、不登校児童生徒への適応指導、教育関係職員の研修、教育用コンピュータ機器の整備・運用支援という関連性の薄い異種の業務が同一の課の業務となっている。 業務の効果的、効率的なマネジメントが難しくなっていないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 「研修・研究グループ」では、教職員への研修とコンピュータ機器の整備・運用支援を 行っており、近年では特に研修業務とコンピュータ機器の運用業務の関連性が密接になっ ており、同グループ内では、業務が効果的、効率的に行われている。

一方、「特別支援教育・相談グループ」では、特別支援教育、不登校児童生徒への適応 指導、教育相談等が行われている。

両グループは、それぞれが異種の業務を行っているため、グループ間の交流はあまりなく、グループ制の効果に疑義がある。しかし、近年では、ICT活用による効果的な特別支援教育の研究も課題となっており、また、不登校児童生徒に対するオンライン授業が国から提唱されているなど、両グループの連携が求められており、グループ間の情報共有に努めている。

(3) 不登校への対応について

・ 不登校が増加傾向にあるが、不登校の防止策や不登校となった児童生徒への対応について、各小中学校に対し、適切な指導や対応がなされていないのではないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 不登校については、市教育委員会作成の冊子「登校を促す早期アプローチ」及び「不登校対応Q&A」に記載された「予防策(QU調査等)」、「初期対応(欠席3日目までの対応)」、「長期者対応」、「関係機関との連携」の4項目への対応方法等に基づき、各小中学校に対し指導を行っている。「関係機関との連携」では、教育支援課での相談や登校サポートセンターへの通級等も推奨されている。

また、令和2年度から、中学校3校(南中学校、大池中学校、中部中学校)に「校内ふれあい教室」を設置し、新たに不登校対応教員を配置し、校内の別室で対応をする取組みを行っている。また、その3校以外の小中学校は、不登校に関する「校内委員会」を設置して学校全体で取り組んでおり、当校サポートセンター配置の2人の職員(元校長職)が

各学校に出向き、各学校の課題を把握し、必要なアドバイスを行っている。

意見

① 不登校児童生徒への対応について

各学校における不登校児童生徒への対応については、プライバシーに十分配慮を要するため、教育支援課が、各学校の相談室の出入り口の作りなどハード面の現状も把握した上で、プライバシーへの配慮について適切な指導を行うこと。また、引き続き、登校サポートセンターへの効果的なつなぎについて指導を行っていくこと。

② 不登校児童生徒の減少に関する報道について

当市の不登校児童生徒数について、ずっと増加傾向が続いていたが、令和元年度は、前年度より減少し、そのことが新聞報道されている。しかし、ここ数年増加傾向にあったのが、1回減少しただけで、それが教育委員会の施策の効果であるかどうかは、まだ不透明である。実際に不登校児童生徒はまだまだ多く存在し、問題の本質から市民の目を背けてしまうことのないよう、情報公開の方法には十分注意を払うこと。

(4) 不登校対応における所管課の不明瞭さについて

・ 不登校対応は、事務分掌上では教育支援課の業務となっているが、指導課においても、 不登校対応として、小中学校に対する「スクールソーシャルワーカー」「スクールカウン セラー」等の派遣事業を行って効果を上げているとのことである。双方で対応することに より責任転嫁や連携不足などの弊害は発生しないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 教育支援課と指導課は、常に連携して不登校対応に当たっており、問題は生じていない とのことであるが、教育委員会内で不登校対応にかかる所管が分かれており、市民からは 分かりづらい。

意見

不登校に関する所管が、指導課と教育支援課とにまたがっているところがあり、両課は 常に情報共有を図っているとのことであるが、やはりタイムラグは生じる。所管がまた がっていることにより不具合が生じないよう、より一層の情報共有に努めること。

(5) 不登校対応と国の方針との整合性について

・ 文部科学省が令和元年10月25日に出した「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」では、支援の視点として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると、謳われている。しかし、市教育委員会作成の冊子「登校を促す早期アプローチ」では、関係機関との連携について推奨しているものの、最終的な目標をあくまで登校としているように見受けられるが、国の方針との整合性が取れていないのではないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 市としては、不登校児童生徒に対する指導目標は、あくまで「登校」に導くことであり、 国の方針との違いが見受けられる。

(6) 庶務担当者の配置について

・ 指導主事、教諭が中心の職務環境の中で、庶務担当者は主事1人(研修・研究グループ)であり、令和2年4月には、庶務担当者の異動(配置替えによる転出・転入)もあった。また、ICT関係の高額な委託契約等の発注も多く、近年のコンピュータ機器関係の業務量増加に伴う発注・支出事務等の増加もあり、庶務担当者の負担が大きくなっているのではないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 適切に事務引継ぎを行っており、また、事務負担が過大となるようなことはないとの ことである。

(7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤 務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

指摘

教育相談業務では、相談内容が多岐にわたり複雑な対応を求められるとともに、特別支援を要する児童生徒も年々増えてきており、関連する相談も増えているとのことである。また、ICT関連では、教員のスキルアップのため当課職員が各学校に出向いて研修を実施するようになり、課全体の時間外勤務は、2年間続けて増加している。人事当局に人員配置を要望するとともに、管理職は、職員の心身の健康が保たれるよう管理・監督を行うこと。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

① 適切な事務処理について【合規性の視点】

需用費(修繕料)での支出について、取り付ける機材の数が仕様に示されていなかったり、施工後に業者から提出された写真の中に施工前の写真が一部掲載されていない事例も見受けられた。また、その事例の中に、価格の適切性に疑義のあるものも見受けられた。 適切で丁寧な事務処理を心がけること。

② 特別支援を要する児童生徒への対応について【有効性の視点】

各学校において、特別支援を要する児童生徒の状況に応じて、介助員や支援員を配置するとともに、各学校で組織的な指導・支援ができるよう、特別支援に関する研修を充実させている。また、通常学級においても、平成29年度から校内通級(サポートルーム)支援事業を開始し、毎年度モデル校5校を指定し、支援を行い、多様な支援を要する児童生徒への対応に取り組んでいる。今後も継続して、各学校や児童生徒の特性に応じた対応を取ること。

③ 外国籍で特別支援を要する児童生徒について【有効性の視点】

当市は、外国籍児童生徒が特別支援学級に在籍する割合が高いとの報道がある。特別支援学級の対象者は、専門家等で構成される教育支援委員会で判定されており、外国籍であるとの理由での判定はなされていないとのことであるが、数値からは相関性がうかがわれる。言葉が分からないために後天的に知的障害が生じる可能性も考えられるので、個々の事例について、丁寧な対応をしていくこと。

④ 将来の学校組織運営について【有効性の視点】

就職氷河期に採用の少なかった40代教員に対し、将来の管理職として育成するため、 ミドルリーダー研修の充実を図っている。引き続き、人材育成に努めるとともに、将来、 40代教員が管理職になる時代の学校組織運営のあり方について検討していくこと。

⑤ 学級崩壊阻止への対策について【有効性の視点】

発達障害のある児童生徒数の増加傾向が見受けられ、通常学級において、特に低学年で学級崩壊につながるケースも見受けられるとのことである。引き続き、教育支援課と指導課が連携して対応し、早い段階で措置を取ること。

⑥ 「途切れのない支援」について【有効性の視点】

「途切れのない支援」を図るため、特別支援を要する児童生徒については、個人の発達特性や支援の方法等が記載された「相談支援ファイル」を作成しており、中学校までは同ファイルが引き継がれる。「相談支援ファイル」が、中学校卒業後も、進学先・就職先・通所先へと引き継がれるよう、保護者に指導しているとのことであるが、「途切れのない支援」が行われるよう、同ファイルが、中学校卒業後もできる限り進学先に引き継がれるような取組みを行うこと。

[※ 特別支援学級の在籍者は、中学校卒業後、約半数が特別支援学校(県立特別支援学園西日野にじ学園等)、約半数が高等学校(主に定時制・通信制)に進学しており、その後は、ほとんどが一般企業(障害者雇用)での就労又は就労支援を行う施設への通所となる。]

(7) 医療的ケアについて【有効性の視点】

医療的ケアを要する児童生徒が、対象校に配置されている「医療的ケアサポーター」の付き添いにより、保護者の付き添いなしで学校生活を送ることができている。また、令和2年度からは、「医療的ケア指導看護師」が、対象校を巡回して「医療的ケアサポーター」と情報を共有するとともに、その役割をカバーしている。学校現場の看護師からは、2者の役割や立場の違いが分かりづらいとの声もあり、2者の役割分担について、現場に明確に伝えること。

⑧ ICT活用の教育について【有効性の視点】

令和元年度は、各小学校につき40台のタブレットを配備された。また、令和2年度中には全校児童数に相当する台数のタブレットが配備され、インターネット環境も整い、令和3年度当初から、その環境で授業における運用が開始される予定である。

他県の教育委員会や私立の学校では、コロナ対策でのリモート授業や教材づくりに腐心 しているところもあるが、三重県教育委員会や本市ではそのような取組みは見られない。

現在、教育支援課が各学校に対し、1人1台のタブレットを使用した授業方法の研修を行っているところである。より高い教育効果を上げられるよう、タブレットを活用した授業方法を研究すること。また、ICTスキルのない教職員には、十分なフォローアップを行うこと。

⑨ 校務支援システムの効果について【有効性の視点】

校務支援システムについて、学校現場において、事務が効率化されたとの意見もある一方、改善要求も上がっている。できる限り、現場の実情に合った改善を行っていくこと。 また、システム導入による時間外勤務の削減への効果について検証していくこと。

⑩ 人材への投資について【有効性の視点】

教育委員会職員の人材育成・知識習得は極めて重要であり、研修等の予算確保を図ること。